

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(下館税務署長)

令和6年2月9日棄却・確定

判 決

原告	株式会社D
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	増田 英敏
同復代理人弁護士	大山 勉
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	下館税務署長 小川 健一
同指定代理人	別紙1指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 下館税務署長が令和3年3月26日付けで原告に対してした平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額1492万0700円及び納付すべき地方消費税額402万6200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 下館税務署長が令和3年3月26日付けで原告に対してした平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額1512万4300円及び納付すべき地方消費税額408万1100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 下館税務署長が令和3年3月26日付けで原告に対してした平成30年4月1日から平成31年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額1332万7400円及び納付すべき地方消費税額359万6200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、処分行政庁から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間(以下「平成29年3月課税期間」といい、他の課税期間についても同様に表記する。)、平成30年3月課税期間及び平成31年3月課税期間(以下、併せて「本件各課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について、原告が指定

管理者として行った公の施設の管理業務に関して下妻市から支払を受けた金員（以下「本件各支払金」という。）が、役務提供の「対価」（消費税法4条1項、2条1項8号）に当たるとして、本件各課税期間の消費税等の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受けたことから、本件各更正処分等の各取消しを求める事案である。

## 1 関係法令の定め

本件に係る消費税法の定めは、以下のとおりである。

### (1) 2条（定義）1項

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 8号 資産の譲渡等

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（括弧内略）をいう。

#### 9号 課税資産の譲渡等

資産の譲渡等のうち、6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

その余の号 略

### (2) 4条（課税の対象）1項

国内において事業者が行った資産の譲渡等（中略）には、この法律により、消費税を課する。

### (3) 28条（課税標準）1項本文

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。（中略））とする。

## 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、各項末尾の証拠（枝番号のある書証は、特に記載しない限り全ての枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

### (1) 原告の設立等

ア 原告は、下妻市が、公の施設（地方自治法244条1項）であるE（以下「本件施設」という。）等の管理運営のため、一部出資をして、平成10年6月●日に設立した株式会社である（甲13）。

イ（ア）原告は、下妻市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年下妻市条例第117号。以下「本件条例」という。）5条1項に基づき、本件施設の指定管理者の指定を受け（指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日まで）、平成25年4月1日付けで、Eの管理に関する基本協定書を締結した。同協定書において、指定管理料は無料とされていた（21条）。（乙27）

（イ）原告は、下妻市から、下妻市補助金等交付規則（昭和51年下妻市規則第17号。以下「本件補助金規則」という。）に則り、「●●補助金」として、平成26年度は1億円の、平成27年度は1億1600万円（以下、併せて「平成26年度補助金等」

という。)の交付を受けた。なお、原告は、平成27年度に交付を受けた上記補助金のうち3600万円を下妻市に返還した。(甲4、乙29、30)

(2) 基本協定書等の締結及び本件各支払金の支払等

ア 指定管理者の指定

下妻市は、平成28年3月18日、本件条例5条1項に基づき、原告を本件施設の指定管理者に指定した(指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日まで)(乙4)。

イ 基本協定書の締結

原告は、平成28年4月1日付けで、下妻市との間で、本件施設の管理及び運営に関する業務について、Eの管理に関する基本協定書(乙4。以下「本件基本協定書」という。)を締結したところ、本件基本協定書には、下記の内容の条項が含まれていた。

(ア) 7条1項

管理業務の範囲は、①管理施設の使用許可に関する業務、②管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務、③管理施設等の維持管理に関する業務、及び、④上記①から③までのほか、下妻市又は原告が必要と認める業務(以下、併せて「本件管理業務」という。)とする。

(イ) 11条1項

原告は、本件基本協定書、年度協定、仕様書、条例及び関係法令等のほか、施設指定管理者運営業務事業計画書並びに収支計画書に従い、本件管理業務を実施するものとする。

(ウ) 21条(指定管理料)

1項 下妻市は、本件管理業務の実施の対価として、原告に対して指定管理料を支払う。

2項 下妻市が原告に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3項 原告は、指定管理料の支払に関する請求書を下妻市に送付するものとし、下妻市は、当該請求書を受領してから30日以内に原告に対して指定管理料を支払うものとする。

ウ 年度協定書の締結

原告及び下妻市は、本件基本協定書21条2項(前記イ(ウ))に基づき、平成28年4月1日付け、平成29年4月1日付け及び平成30年4月1日付けで、それぞれEの施設管理に関する年度協定書(乙5。以下、上記のうち平成28年4月1日付けのものを「平成28年度協定書」といい、他の協定書についても同様に表記する。また、これらの協定書を併せて「本件各年度協定書」という。)を締結した。本件各年度協定書には、第3条として、平成28年度から平成30年度までの各指定管理料について、下妻市が、原告に対し、本件管理業務の「実施の対価として、金60,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。ただし、4月から3月までの対価とする。」と記載されていた。

エ 本件各支払金の支払(乙11ないし22、弁論の全趣旨)

(ア) 下妻市は、原告から、平成28年4月25日付けで、平成28年度の本件施設の指定

管理料として6000万円を請求する旨の記載のある請求書の送付を受け、「平成28年度E指定管理料」として支出負担行為に係る市長の決裁を経た上で、同年5月13日、原告に対して6000万円（以下「平成28年度支払金」という。）を支払った。下妻市議会は、平成28年度支払金に関し、一般会計予算の歳出として、区分を「委託料」とする「E指定管理料」6000万円が計上された平成28年度下妻市一般会計予算議案を可決し、また、一般会計の歳出として、区分を「委託料」とする「E指定管理料」6000万円が支出済額に計上された平成28年度下妻市一般会計歳入歳出決算書を認定した。

(イ) 下妻市は、原告に対し、平成29年4月25日及び平成30年5月2日、各6000万円（以下、それぞれ「平成29年度支払金」、「平成30年度支払金」という。これらと平成28年度支払金と併せたものが本件各支払金である。）を支払ったところ、これらの支払に係る手続も、前記（ア）と同様である。

### (3) 本件各更正処分等

ア 原告は、本件各課税期間の消費税等について、別表1の「確定申告」欄記載のとおり、それぞれ法定申告期限までに確定申告をした（なお、処分行政庁は、上記のうち平成31年3月課税期間の消費税等について、原告から更正の請求を受け、別表1の「更正（減額）処分」欄記載のとおり、減額更正処分（以下「本件減額更正処分」という。）をした。）（乙3、24）。

イ 処分行政庁は、令和3年3月26日付けで、別表1の「更正処分」欄記載のとおり、本件各更正処分等（以下、本件各更正処分等のうち、平成29年3月課税期間に係る更正処分を「平成29年3月課税期間更正処分」といい、他の課税期間に係るものについても同様に表記する。）をした（甲10）。

ウ 原告は、令和3年6月23日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等を不服として審査請求をし、令和4年5月11日付けで、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を受けた（甲11、12）。

### (4) 本件訴えの提起

原告は、令和4年11月8日、本件訴えを提起した。

### 3 本件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算

被告が主張する本件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算は、別紙2記載のとおりであり、原告は、後記4において争点となっている点を除き、これを争うことを明らかにしない。

### 4 争点

- (1) 本件各支払金が資産の譲渡等の「対価」（消費税法2条1項8号）に当たるか（争点1.）
- (2) 本件各更正処分に係る理由の提示に不備があるか（争点2）

### 5 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点1（本件各支払金が資産の譲渡等の「対価」（消費税法2条1項8号）に当たるか）  
（被告の主張）

ア 事業者が収受する経済的利益が、消費税の課税要件としての「資産の譲渡等」の「対価」に当たるためには、事業者が行った当該個別具体的な役務提供との間に、少なくとも対応関係がある、すなわち当該具体的な役務提供があることを条件として、当該経済的利益が収受されるといい得ることを必要とするものの、それ以上の要件は要求されていない。

イ 原告は、下妻市との間で、本件基本協定書を締結したところ、ここには、下妻市は、本件管理業務の実施の対価として指定管理料を支払う旨の定めがあり、本件各年度協定書には、下妻市は、本件管理業務の実施の対価として「金60,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を支払う」旨の定めがある。また、下妻市は、本件各支払金を「委託料」として予算及び決算に計上し、「施設管理運営委託料」として支払っている。

以上からすれば、原告は、本件基本協定書に基づいて本件管理業務という具体的な役務の提供をすることを条件として、下妻市から本件各支払金を収受したものであって、本件各支払金と本件管理業務との間に対応関係があることは明らかである。

ウ したがって、本件各支払金は、本件管理業務の「対価」に当たる。

（原告の主張）

ア 本件各支払金は、指定管理料の名目で支払がされているが、後記イのとおり、その実質は、赤字補填目的の補助金であって、「対価」には当たらない。

イ（ア）下妻市議会の定例会や予算特別委員会等において、「E指定管理料」として計上された6000万円が、実質的には原告の赤字を補填するものであるとの趣旨の発言がされている。

また、原告の総勘定元帳の普通預金勘定においても、平成28年度支払金及び平成29年度支払金は、いずれも相手科目を「雑収入」、相手補助科目を「補助金収入」として計上されている。平成30年度支払金については、相手科目を「未収入金」、相手補助科目を「その他」として計上され、摘要欄に「指定管理料」と記載されているが、これは、補助金の支出に対する市民の批判を回避するための記載にすぎない。

（イ）平成31年度以降、本件施設の指定管理者に指定された株式会社F（以下「F」という。）に対しては、1年当たり1000万円の指定管理料が支払われていることに照らし、本件各支払金（1年当たり6000万円）は、本件管理業務の対価としては不相当に高額であって経済的合理性がない。

（ウ）原告は、下妻市から、平成26年度補助金等の交付を受けていたところ、平成28年度以降、指定管理料の名目で支払われることにはなったが、これは、補助金による赤字補填に対する市民の批判に対応するものにすぎず、本件各支払金の趣旨と性質は、平成26年度補助金等と変わりはない。

（2）争点2（本件各更正処分に係る理由の提示に不備があるか）について

（被告の主張）

本件各更正処分に係る通知書（甲10。以下「本件各処分通知書」という。）には、本件各更正処分の根拠として、本件各支払金が、消費税法上の「資産の譲渡等」の「対価」に当たり、本件各課税期間の課税標準額に算入されるとした判断過程が具体的に明示されており、かかる更正の理由の記載は、「行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」という行政手続法14条1項の趣旨を充足するのに十分な記載である。

したがって、本件各更正処分に係る理由の提示に何ら不備はない。

（原告の主張）

本件各処分通知書には、原告が、本件各支払金が赤字補填のための補助金であると主張する根拠を否定する理由が記載されておらず、理由付記の制度趣旨を充足する程度の理由が示

されていないから、違法である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件各支払金が資産の譲渡等の「対価」（消費税法2条1項8号）に当たるか）について

(1) 消費税法に基づく消費税は、消費に広く薄く負担を求めるという観点から、課税の対象を広く設定し、その税額は、事業者が提供する物品やサービスの価格に上乗せ（転嫁）され、最終的に消費者が負担することが予定されている税である。このため、事業者が収受する経済的利益が消費税の課税要件としての資産の譲渡等の「対価」（同法2条1項8号）に当たるといえるためには、事業者が収受する経済的利益と事業者が行った個別具体的な資産の譲渡等との間に、少なくとも対応関係があることが必要である。換言すると、当該個別具体的な資産の譲渡等があることを条件として当該経済的利益が収受されるといい得る対応関係があることが必要であるが、それ以上の要件は要求されていないものと解するのが相当である。

(2) 本件基本協定書及び本件各年度協定書において、下妻市は、本件管理業務の実施の対価として6000万円を支払うとされているのであって（前記前提事実（2）イ（ウ）、ウ）、これによれば、原告と下妻市は、平成28年度から平成30年度までの本件管理業務の対価として、各年6000万円の指定管理料を支払う旨合意したものと認められる。また、本件各支払金の支払に関し、原告は、本件施設の指定管理料として6000万円を請求する旨の記載のある請求書を下妻市に送付し、下妻市は、本件各支払金を「委託料」と区分した一般会計予算議案及び一般会計歳入歳出決算書を議会に提出してその議決又は認定を経るとともに、本件各支払金の支出に当たり「E指定管理料」として支出負担行為に係る市長の決裁を受けている（前記前提事実（2）エ）。以上の各事実によれば、本件各支払金は、本件管理業務の履行という役務提供がされたことを条件として支払われた指定管理料であり、本件管理業務の「対価」とであると認められる。

(3) ア 原告は、下妻市議会の定例会等において、実質的な赤字補填であるとの趣旨の発言があったことや、原告の総勘定元帳に「補助金収入」との記載があることからすれば、本件各支払金は補助金である旨主張する。

しかし、後記ウのとおり、本件各支払金が、本件管理業務に係る経費と本件施設の利用料金との差額（原告の主張するところの赤字）を補填する目的で支払われたものであったとしても、それは、必ずしも本件各支払金が本件管理業務の対価たる指定管理料であることと矛盾するものではない。そして、前記（2）記載の各事実に加えて、下妻市において、平成28年度から平成30年度までの間、本件各支払金の支払に当たり、本件補助金規則に則った手続が何ら行われていない（前記前提事実（2）エ）ことも考慮すれば、本件各支払金が補助金であるとは認められず、上記のとおり原告が指摘する事実のみをもって、前記（2）の判断を覆すには足りない。

イ 原告は、本件各支払金の額は、本件管理業務の対価としては不相当に高額であるとも主張する。

しかし、前記（1）のとおり、事業者が収受する経済的利益が「対価」（消費税法2条1項8号）に当たるといえるためには、事業者が収受する経済的利益と事業者が行った個別具体的な役務提供との間に、少なくとも対応関係があることが必要であるが、それ以上の要件は要求されておらず、当該経済的利益と当該役務提供とが等価であること

を要するものでもない。

そもそも、本件全証拠を検討しても、Fと下妻市との間の本件施設に係る基本協定書や仕様書等と、原告と下妻市との間の本件基本協定書や仕様書等とで、それぞれ合意された管理業務の具体的内容及び経費の負担割合や、予定されている本件施設の利用料金の額などの異同は明らかではないから、Fに対する指定管理料と本件各支払金との間に開きがあることのみをもって、本件各支払金が不相当に高額であると認めることもできない。

したがって、上記原告の主張は理由がない。

ウ 原告は、本件各支払金は赤字補填を目的とするものであるから、その趣旨及び性質は平成26年度補助金等と変わりはない旨主張する。

しかし、指定管理者制度においては、指定管理者たる民間事業者が当該公の施設の管理を通じ適正な利潤を上げることも想定される一方で、当該公の施設の提供するサービスの内容や性質によっては、住民に対する適正なサービスの提供という観点から、利用料金を収受しないことやその金額を低く抑えることが適当である場合も当然に想定されるものである（地方自治法244条の2第9項参照。乙35、36）。このことからすれば、指定管理者制度の下において、指定管理者による管理の対価としての指定管理料により、利用料金によって賄うことのできない経費を補填する必要があることは、当然に予定されているというべきである。そうすると、仮に、本件各支払金が、本件管理業務に係る経費と本件施設の利用料金との差額（原告の主張するところの赤字）の補填に充てられたとしても、それは、本件各支払金の性質が、本件管理業務の対価たる指定管理料であることと何ら矛盾するものではない。

したがって、上記原告の主張は理由がない。

(4) 以上からすれば、本件各支払金は、本件管理業務の「対価」であって、消費税法28条1項本文の消費税の課税標準の基礎をなすものに当たると認められる。

## 2 争点2（本件各更正処分に係る理由の提示に不備があるか）について

(1) 行政手続法14条1項本文が、行政庁が不利益処分をする場合にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。そして、提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、同項の要求する理由の提示として十分ではないというべきである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）。

(2) 本件各処分通知書には、更正の理由として、本件各支払金は、消費税法4条1項の資産の譲渡等の対価に当たると認められるため、そこから所定の金額を控除した額を本件各課税期間の課税標準額に算入したと記載され、その理由として、①本件基本協定書及び本件各年度

協定書が、原告と下妻市との間で合意の上締結されており、有効に成立していること、②原告は、本件管理業務を、本件基本協定書に基づいて実施し、その対価として本件基本協定書及び本件各年度協定書に記載されている指定管理料を受領していること、③本件各年度協定書には「本業務の実施の対価として、金60,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を支払うものとする。」と記載されていることが挙げられている（甲10）。

以上のとおり、本件各処分通知書には、本件各支払金が、消費税法4条1項の資産の譲渡等の「対価」に当たり、本件各課税期間の課税標準額に算入されるとした上で、その根拠となる具体的な事実関係が明示されており、前記（1）のような理由付記の趣旨に照らして十分な記載があるというべきである。

（3）したがって、本件各更正処分に係る理由の提示に違法はない。

### 3 本件各更正処分等の適法性

以上を前提とすると、以下のとおり、本件各更正処分等は、いずれも適法である。

（1）原告の本件各課税期間について納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、別紙2の1記載のとおりであると認められるところ、前記前提事実（3）イによれば、これらは本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額とそれぞれ同額であると認められるから、本件各更正処分は、いずれも適法である。

（2）本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、別紙2の3記載のとおりであると認められるところ、前記前提事実（3）イによれば、これらは本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額といずれも同額であると認められるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 栗原 志保

裁判官 都築 健太郎

(別紙1)

指定代理人目録

八屋敦子、青木雄弥、杉田弘明、須藤勝幸、角木 渉、鈴木美希

以上

5

課税の根拠及び計算

1 本件各更正処分の根拠

(1) 平成29年3月課税期間更正処分の根拠

ア 課税標準額 (別表2-1・順号①C欄) 9億4469万2000円

上記金額は、次の(ア)の金額と(イ)の金額との合計額 (ただし、国税通則法 (以下「通則法」という。) 118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)ア及び(3)アについても同じ。) である。

(ア) 確定申告における課税売上高 (別表2-1・順号②C欄)

8億8913万6646円

上記金額は、平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書に添付された「付表2-(2)」の①「課税売上額 (税抜き) (税率6.3%適用分C)」欄 (乙3の1・3枚目) に記載された金額と同額である。

(イ) 課税売上額に加算すべき本件各金員の額 (別表2-1・順号③C欄)

5555万5555円

上記金額は、原告が下妻市から本件施設の指定管理料名目で支払を受けた平成28年度支払金の額 (税抜額) であり、消費税法2条1項8号に規定する資産の譲渡等の対価に当たるため、課税売上額に加算すべき金額である。

なお、本件各支払金は、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等の対価には当たらないため、税率は100分の6.3が適用される (消費税法29条 (平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下同じ。))。また、後記(2)ア(イ)及び同(3)ア(イ)についても同様である。

イ 課税標準額に対する消費税額 (別表2-1・順号④C欄)

5951万5596円

上記金額は、次の(ア)の金額と(イ)の金額との合計額である。

(ア) 課税標準額に対する消費税額・税率4パーセント適用分 (別表2-1・順  
号④A欄) 0円

上記金額は、平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書に添付され  
た「附表1」の②「消費税額(税率4%適用分B)」欄(乙3の1・2枚目)  
の金額(金額の記載がなく0円)と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額・税率6.3パーセント適用分(別表2-1・  
順号④B欄) 5951万5596円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記アの金額に税率100  
分の6.3を乗じて計算した金額である。

10 ウ 控除対象仕入税額(別表2-1・順号⑤C欄) 4109万4837円

上記金額は、次の(ア)の金額と(イ)の金額との合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分に対する控除対象仕入税額(別表2-1・順号⑤  
A欄) 960円

15 上記金額は、平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書に添付され  
た附表1の⑦「控除税額小計(④+⑤+⑥)(税率4%適用分B)」欄(乙3  
の1・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分に対する控除対象仕入税額(別表2-1・順  
号⑤B欄) 4109万3877円

20 上記金額は、平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書に添付され  
た附表1の⑦「控除税額小計(④+⑤+⑥)(税率6.3%適用分C)」欄(乙  
3の1・2枚目)に記載された金額と同額である。

エ 合計差引税額(別表2-1・順号⑧C欄) 1842万0700円

上記金額は、次の(イ)の金額から(ア)の金額を減算した金額(ただし、通則法119  
条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

25 (ア) 税率4パーセント適用分に対する控除不足還付税額(別表2-1・順号⑥  
A欄) 960円

上記金額は、平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書に添付された付表1の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)(税率4%適用分B)」欄(乙3の1・2枚目)に記載された金額と同額である。

イ) 税率6.3パーセント適用分に対する差引税額(別表2-1・順号⑦B欄)

1842万1719円

上記金額は、前記イイ)の金額から前記ウイ)の金額を減算した金額である。

オ) 既に納付の確定した消費税額(別表2-1・順号⑨C欄)

1492万0700円

上記金額は、平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書の⑨「差引税額(②+③-⑦)」欄(乙3の1・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ) 差引納付すべき消費税額(別表2-1・順号⑩C欄)

350万0000円

上記金額は、前記エ)の金額から前記オ)の金額を減算した金額である。

キ) 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額(別表2-1・順号⑬C欄)

1842万0700円

上記金額は、次のイ)の金額からア)の金額を減算した金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

ア) 税率4パーセント適用分に対する地方消費税の課税標準となる消費税額

(控除不足還付税額)(別表2-1・順号⑪A欄)

960円

上記金額は、前記エア)の金額と同額である。

イ) 税率6.3パーセント適用分に対する譲渡割額の課税標準となる消費税額

(差引税額)(別表2-1・順号⑫B欄)

1842万1719円

上記金額は、前記エイ)の金額と同額である。

ク) 合計差引譲渡割額(別表2-1・順号⑭)

497万0700円

上記金額は、次のイ)の金額からア)の金額を減算した金額(ただし、地方税法

20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

7) 税率4パーセント適用分に対する譲渡割額(還付額)(別表2-1・順号⑭A欄) 240円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号1条による改正前のもの)の規定に基づき、前記キ7)の金額に100分の25の割合を乗じて計算した金額である。

8) 税率6.3パーセント適用分に対する譲渡割額(納付額)(別表2-1・順号⑮B欄) 497万0940円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号2条による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づき、前記キ8)の金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

9) 既に納付の確定した譲渡割額(別表2-1・順号⑯C欄) 402万6200円

上記金額は、平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書の⑳「納税額」欄(乙3の1・1枚目)に記載された金額と同額である。

10) コ 差引納付すべき譲渡割額(別表2-1・順号⑰C欄) 94万4500円  
上記金額は、前記ク9)の金額から前記ケ9)の金額を減算した金額である。

11) サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別表2-1・順号⑱C欄) 444万4500円

上記金額は、前記カ10)の金額と前記コ10)の金額との合計額であり、原告が平成29年3月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

(2) 平成30年3月課税期間更正処分の根拠

12) ア 課税標準額(別表2-2・順号①欄) 9億6521万2000円

上記金額は、次のア)の金額とイ)の金額との合計額である。

13) ア) 確定申告における課税売上高(別表2-2・順号②欄)

9億0965万6948円

上記金額は、平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書に添付された「付表2」の①「課税売上額（税抜き）」欄（乙3の2・2枚目）に記載された金額と同額である。

5 (イ) 課税売上額に加算すべき本件各金員の額（別表2-2・順号③欄）

5555万5555円

上記金額は、原告が下妻市から本件施設の指定管理料の名目で支払を受けた平成29年度支払金の額（税抜額）であり、消費税法2条1項8号に規定する資産の譲渡等の対価に当たるため、課税売上額に加算すべき金額である。

10 イ 課税標準額に対する消費税額（別表2-2・順号④欄）

6080万8356円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記アの金額に税率100分の6.3を乗じて計算した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表2-2・順号⑤欄） 4218万3944円

15 上記金額は、平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書の⑦「控除税額小計（④+⑤+⑥）」欄（乙3の2・1枚目）に記載された金額と同額である。

エ 差引税額（別表2-2・順号⑦欄） 1862万4400円

20 上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

オ 既に納付の確定した消費税額（別表2-2・順号⑧欄）

1512万4300円

上記金額は、平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書の⑨「差引税額（②+③-⑦）」欄（乙3の2・1枚目）に記載された金額と同額である。

25 カ 差引納付すべき消費税額（別表2-2・順号⑨欄） 350万0100円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表 2-2・順号⑪欄)

1862万4400円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

ク 譲渡割額 (別表 2-2・順号⑫欄)

502万5600円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額 (ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

ケ 既に納付の確定した譲渡割額 (別表 2-2・順号⑬欄)

408万1100円

上記金額は、平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書の㊸「納税額」欄 (乙3の2・1枚目) に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額 (別表 2-2・順号⑭欄)

94万4500円

上記金額は、前記クの金額から前記ケの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額 (別表 2-2・順号⑮欄)

444万4600円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、原告が平成30年3月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

### (3) 平成31年3月課税期間更正処分の根拠

ア 課税標準額 (別表 2-3・順号①欄)

9億3945万7000円

上記金額は、次の(ア)の金額と(イ)の金額との合計額である。

(ア) 本件減額更正処分における課税売上高 (別表 2-3・順号②欄)

8億8390万2010円

上記金額は、本件減額更正処分に係る更正決議書の「課税売上高」欄 (乙3の4・1枚目) に記載された金額と同額である。

(イ) 課税売上額に加算すべき本件各金員の額 (別表 2-3・順号③欄)

5 5 5 5 万 5 5 5 5 円

上記金額は、原告が下妻市から本件施設の指定管理料の名目で支払を受けた平成31年度支払金の額（税抜額）であり、消費税法2条1項8号に規定する資産の譲渡等の対価に当たるため、課税売上額に加算すべき金額である。

5 イ 課税標準額に対する消費税額（別表2-3・順号④欄）

5 9 1 8 万 5 7 9 1 円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記アの金額に税率100分の6.3を乗じて計算した金額である。

10 ウ 控除対象仕入税額（別表2-3・順号⑤欄） 4 2 3 5 万 8 3 3 4 円

上記金額は、本件減額更正処分に係る更正決議書の7「控除税額（小計）」の「調査額（原則）」欄（乙3の4・1枚目）に記載された金額と同額である。

15 エ 差引税額（別表2-3・順号⑦欄） 1 6 8 2 万 7 4 0 0 円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき、前記エの金額の100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

オ 既に納付の確定した消費税額（別表2-3・順号⑧欄）

1 3 3 2 万 7 4 0 0 円

上記金額は、本件減額更正処分に係る更正決議書の11「差引税額」の「調査額（原則）」欄（乙3の4・1枚目）に記載された金額と同額である。

20 カ 差引納付すべき消費税額（別表2-3・順号⑨欄） 3 5 0 万 0 0 0 0 円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表2-3・順号⑩欄）

1 6 8 2 万 7 4 0 0 円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

25 ク 譲渡割額（別表2-3・順号⑪欄）

4 5 4 万 0 7 0 0 円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の1.7を乗じて計算した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

ケ 既に納付の確定した譲渡割額（別表2-3・順号⑭欄）

359万6200円

上記金額は、本件減額更正処分に係る更正決議書の17「納税額」の「調査額（原則）」欄（乙3の4・1枚目）に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額（別表2-3・順号⑮欄）

94万4500円

上記金額は、前記クの金額から前記ケの金額を減算した金額である。

カ 差引納付すべき消費税等の合計税額（別表2-3・順号⑯欄）

444万4500円

上記金額は、前記カの金額と前記コの本金額との合計額であり、原告が平成31年3月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

## 2 本件各更正処分の適法性

被告が主張する原告の本件各課税期間における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、前記1のとおりであるところ、本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額（甲10・1、6及び11枚目の各「11」欄及び「17」欄）といずれも同額であるから、本件各更正処分は適法である。

## 3 本件各賦課決定処分の根拠

前記2で述べたとおり、本件各更正処分は適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件各更正処分における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条（令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、以下述べるとおりである。

(1) 平成29年3月課税期間 44万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件平成29年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額444万円（前記1(1)サ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記(2)及び(3)において同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成30年3月課税期間 44万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件平成30年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額444万円（前記1(2)サ）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(3) 平成31年3月課税期間 44万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件平成31年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額444万円（前記1(3)サ）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

#### 4 本件各賦課決定処分の適法性

被告が主張する本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ前記3(1)ないし(3)のとおりであり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲10・1、6及び11枚目「賦課した加算税の額の計算明細」の「加算税の額」欄）といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別表 1

消費税等に係る課税処分等の経緯

(単位:円)

課税期間	区分 年月日等	確定申告	更正の請求	更正(減額)処分	更正処分	審査請求	審査裁決
		(法定申告期限内)	令和元年8月9日	令和元年11月1日	令和3年3月26日	令和3年6月23日	令和4年5月11日
平成29年3月 課税期間	課税標準額	889,136,000			944,692,000	全部取消し	棄却
	消費税額	56,015,568			59,515,596		
	控除対象仕入税額	41,094,837			41,094,837		
	納付すべき消費税額	14,920,700			18,420,700		
	納付すべき地方消費税額	4,026,200			4,970,700		
	過少申告加算税の額				444,000		
平成30年3月 課税期間	課税標準額	909,656,000			965,212,000	全部取消し	棄却
	消費税額	57,308,328			60,808,356		
	控除対象仕入税額	42,183,944			42,183,944		
	納付すべき消費税額	15,124,300			18,624,400		
	納付すべき地方消費税額	4,081,100			5,025,600		
	過少申告加算税の額				444,000		
平成31年3月 課税期間	課税標準額	883,897,000	883,902,000	883,902,000	939,457,000	全部取消し	棄却
	消費税額	55,685,511	55,685,826	55,685,826	59,185,791		
	控除対象仕入税額	42,224,063	42,358,334	42,358,334	42,358,334		
	納付すべき消費税額	13,461,400	13,327,400	13,327,400	16,827,400		
	納付すべき地方消費税額	3,632,400	3,596,200	3,596,200	4,540,700		
	過少申告加算税の額				444,000		

別表2-1 平成29年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	944,692,000	944,692,000	
	内 訳	確定申告における課税売上額	②	0	889,136,646	889,136,646
		課税売上額に加算すべき 本件各金員の額	③	0	55,555,555	55,555,555
	課税標準額に対する消費税額	④	0	59,515,596	59,515,596	
	控除対象仕入税額	⑤	960	41,093,877	41,094,837	
	控除不足還付税額(⑤-④)	⑥	960	0	960	
	差引税額(④-⑤)	⑦	0	18,421,719	18,421,719	
	合計差引税額 (⑦C欄-⑧C欄、100円未満の端数切捨て)	⑧			18,420,700	
	既に納付の確定した消費税額	⑨			14,920,700	
	差引納付すべき消費税額 (⑧C欄-⑨C欄)	⑩			3,500,000	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑥)	⑪	960	0	960
		差引税額(⑦)	⑫	0	18,421,719	18,421,719
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫C欄-⑬C欄、100円未満の端数切捨て)	⑬			18,420,700	
	譲渡 割額	還付額 (⑭A欄×25/100、⑭B欄×17/63)	⑭	240	0	240
		納付額 (⑮A欄×25/100、⑮B欄×17/63)	⑮	0	4,970,940	4,970,940
	合計差引譲渡割額 (⑮C欄-⑯C欄、100円未満の端数切捨て)	⑯			4,970,700	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑰			4,026,200	
差引納付すべき譲渡割額 (⑯C欄-⑰C欄)	⑱			944,500		
差引納付すべき消費税等の合計税額 (⑩+⑱)	⑲			4,444,500		

別表2-2 平成30年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額		① 965,212,000
	内 訳	確定申告における課税売上額	② 909,656,948
		課税売上額に加算すべき 本件各金員の額	③ 55,555,555
	課税標準額に対する消費税額		④ 60,808,356
	控除対象仕入税額		⑤ 42,183,944
	控除不足還付税額(⑤-④)		⑥ 0
	差引税額(④-⑤、100円未満の端数切捨て)		⑦ 18,624,400
	既に納付の確定した消費税額		⑧ 15,124,300
	差引納付すべき消費税額(⑦-⑧)		⑨ 3,500,100
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額(⑥)	⑩ 0
		差引税額(⑦)	⑪ 18,624,400
	譲渡 割額	還付額(⑩×17/63)	⑫ 0
		納付額(⑪×17/63、100円未満の端数切捨て)	⑬ 5,025,600
	既に納付の確定した譲渡割額		⑭ 4,081,100
	差引納付すべき譲渡割額(⑬-⑭)		⑮ 944,500
差引納付すべき消費税等の合計税額(⑨+⑮)		⑯ 4,444,600	

別表2-3 平成31年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	金 額	
消 費 税	課税標準額	①	939,457,000	
	内 訳	本件減額更正処分における 課税売上額	②	883,902,010
		課税売上額に加算すべき 本件各金員の額	③	55,555,555
	課税標準額に対する消費税額	④	59,185,791	
	控除対象仕入税額	⑤	42,358,334	
	控除不足還付税額 (⑤-④)	⑥	0	
	差引税額 (④-⑤、100円未満の端数切捨て)	⑦	16,827,400	
	既に納付の確定した消費税額	⑧	13,327,400	
	差引納付すべき消費税額 (⑦-⑧)	⑨	3,500,000	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑥)	⑩	0
		差引税額 (⑦)	⑪	16,827,400
譲 渡 割 額	譲渡 割額	還付額 (⑩×17/63)	⑫	0
		納付額 (⑪×17/63、100円未満の端数切捨て)	⑬	4,540,700
	既に納付の確定した譲渡割額	⑭	3,596,200	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑬-⑭)	⑮	944,500	
差引納付すべき消費税等の合計税額 (⑨+⑮)		⑯	4,444,500	